

平成 29 年 5 月 25 日

学校法人 昭和女子大学

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人 昭和女子大学

監 事 山崎日出男 ㊞

監 事 山本 雅和 ㊞

監 査 報 告 書

私たちは、平成 29 年 4 月 1 日に学校法人昭和女子大学の監事に就任の後、「私立学校法」第 37 条第 3 項及び「学校法人昭和女子大学寄附行為」第 19 条に基づき、学校法人昭和女子大学の平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査を実施しました。

監査方法の概要

私たちは、就任前の期間における監査事項につき前任監事より必要な説明を聴くとともに、重要な書類等を閲覧・検討しました。

私たちは、「学校法人昭和女子大学内部監査規程」第 21 条の規定に基づいて、平成 28 年度内部監査報告書を閲覧しました。

私たちは、会計監査人『あずさ監査法人』と連携し、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく説明を受け、計算書類について検討しました。

以上のとおり必要と思われる監査手続きを執行しました。

監査結果

学校法人昭和女子大学の業務に関する決定執行は適切であり、計算書類並びに財産目録は、収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関して不正の行為はなく、かつ法令及び寄附行為に抵触する重大な事実はないものと認められました。

以上